

令和6年第1回龍郷町議会臨時会

第 1 日

令和 6 年 1 月 1 5 日

令和6年第1回龍郷町議会臨時会議事日程（第1号）

令和6年1月15日（月曜）

午前11時00分開会

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 龍郷町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第3号 令和5年度龍郷町防災行政無線整備工事請負変更契約の締結
- 日程第6 議案第4号 令和5年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）1工区請負変更契約の締結
- 日程第7 議案第5号 令和5年度安木屋場公民館新築本体工事請負契約の締結
- 日程第8 議員派遣の件

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高橋研太郎君	2番	長谷場洋一郎君
3番	久保誠君	4番	前田豊成君
5番	隈元巳子君	6番	圓山和昭君
7番	伊集院巖君	8番	徳永義郎君
9番	田畑浩君	10番	平岡馨君

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥君 書記 岡江敏幸君

6. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	竹 田 泰 典 君	町民税務課長	大 吉 正一郎 君
副 町 長	則 敏 光 君	建 設 課 長	屋 浩 仁 君
会 計 管 理 者	豊 山 さゆり 君	農 林 水 産 課 長	迫 地 政 明 君
教 育 長	碓 山 和 宏 君	生 活 環 境 課 長	園 田 徳 一 君
総 務 課 長	井 一 馬 君	土 地 対 策 課 長	竹 山 智 幸 君
企 画 観 光 課 長	勝 元 隆 君	教 育 委 員 会 事 務 局 長	里 園 一 樹 君
保 健 福 祉 課 長	加 藤 寛 之 君	大 島 地 区 消 防 組 合 龍 郷 消 防 分 署 長	大 司 昭 二 君
子 ども 子 育 て 応 援 課 長	松 尾 昭 宏 君		

△ 開 会 午前11時00分

○議長（前田豊成君）

おはようございます。

ただ今から、令和6年第1回龍郷町議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前田豊成君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、長谷場洋一郎君及び久保誠君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前田豊成君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会は、本日1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

△ 日程第3 議案第1号 龍郷町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（前田豊成君）

日程第3、議案第1号、龍郷町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

おはようございます。

ただ今議題となりました議案第1号、龍郷町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、戸籍法等の一部改正に伴い、龍郷町手数料条例の一部を改正する必要が生じ、議会の議決を求めようとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、マイナンバー制度の活用により電子証明書提供用識別符合の発行に係る手数料を徴収するため条例の一部を改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第1号、龍郷町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

り可決されました。

△ 日程第4 議案第2号 令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）

○議長（前田豊成君）

日程第4、議案第2号、令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第2号、令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に6,149万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億9,194万5,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税1,049万6,000円、総務費国庫補助金5,100万2,000円などの増額となっております。

一方、歳出においては、歳出科目の変更により民生費の新型コロナウイルス感染症対策事業費3,000万円及び電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付金事業8,534万円を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費へ組み替えを行ない、事業拡充のため5,169万4,000円を増額、また、総務費の公共交通対策費800万円を増額し、さらに現時点で予算の増減が必要な経費を調整し補正予算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
委員会付託を省略します。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。
これから議案第2号を採決します。
この採決は、起立によって行ないます。
議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。
したがって、議案第2号、令和5年度龍郷町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第3号 令和5年度龍郷町防災行政無線整備工事請負
変更契約の締結

○議長（前田豊成君）

日程第5、議案第3号、令和5年度龍郷町防災行政無線整備工事請負変更契約の締結を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第3号、令和5年度龍郷町防災行政無線整備工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、令和5年6月8日に本議会の議決をいただき、株式会社奄美通信システム代表取締役、椋山廣市氏が受注し現在工事を行なっているところでございます。

主な変更内容は、久場再送信局を新設する計画でありましたが、龍郷簡易子局へ再送信機器を併設することで、当初契約金額に変更が生じたので、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第3号、令和5年度龍郷町防災行政無線整備工事請負変更契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第4号 令和5年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）

1 工区請負変更契約の締結

○議長（前田豊成君）

日程第6、議案第4号、令和5年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）1工区請負変更契約の締結を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第4号、令和5年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）1工区請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

本工事は、令和5年6月29日に本議会の議決をいただき、村上建設株式会社代表取締役、村上誠氏が受注し、現在工事を行なっていますが、事業進捗を図る目的で施工区間を延長し変更を行なうものでございます。

また、着工前調査に伴う施工数量の増加、矢板打設機械を現地地質に合わせて変更することにより、当初契約金額に変更が生じたので議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。

したがって、議案第4号、令和5年度海岸施設保全工事（玉里地区海岸）1工区請負変更契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第5号 令和5年度安木屋場公民館新築本体工事請負契約の締結

○議長（前田豊成君）

日程第7、議案第5号、令和5年度安木屋場公民館新築本体工事請負契約の締結を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（竹田泰典君）

ただ今議題となりました議案第5号、令和5年度安木屋場公民館新築本体工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、建設から58年が経過し老朽化による損傷が著しい安木屋場公民館において、新たに防災機能を兼ね備えた施設として整備する新築工事でございます。

建物の概要といたしましては、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延べ床面積181.97平方メートルで、集会室・和室・調理室のほか、男女トイレ・シャワー・更衣室を完備しております。

令和5年12月25日入札の結果、共栄開発工業株式会社代表取締役、永田正氏に落札決定しましたので、その工事請負を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（前田豊成君）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。
したがって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。
委員会付託を省略します。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「討論なし」と認めます。
これから議案第5号を採決します。
この採決は、起立によって行ないます。
議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田豊成君）

起立全員です。
したがって、議案第5号、令和5年度安木屋場公民館新築本体工事請負契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議員派遣の件

○議長（前田豊成君）

日程第8、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りします。
議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思
います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前田豊成君）

「異議なし」と認めます。
したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定いた
しました。
これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。
令和6年第1回龍郷町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 前 田 豊 成

龍郷町議会議員 長谷場 洋一郎

龍郷町議会議員 久 保 誠